三～五　（略）
六　乗務員等の休憩地点及び休憩時間（休憩がある場合に限る。）
七　乗務員等の運転又は業務の交替の地点（運転又は業務の交替がある場合に限る。）
八～十　（略）
２　（略）
（運転者の選任等）
第三十五条　（略）
第三十六条　旅客自動車運送事業者（個人タクシー事業者を除く。次条第一項、第二項、第五項及び第七項において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する者を運転者等として選任してはならない。
一～四　（略）
２　一般乗用旅客自動車運送事業者（個人タクシー事業者を除く。以下この章において同じ。）は、新たに雇い入れた者については、第三十八条第一項、第二項及び第五項並びに第三十九条に規定する事項（新たに雇い入れた者が一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の運転者として選任された経験を有する者である場合にあつては、第三十八条第一項に規定する事項及び第三十九条に規定する事項のうち営業区域内の地理に関し必要な事項）について、雇入れ後少なくとも十日間の指導、監督及び特別な指導を行い、並びに適性診断を受診させた後でなければ、前条の運転者その他事業用自動車の運転者として選任してはならない。ただし、新たに雇い入れた者が、当該一般乗用旅客自動車運送事業者の営業区域内において、雇入れの日前二年以内に通算九十日以上一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の運転者であつたときは、この限りでない。
（乗務員等台帳並びに乗務員証及び保安員証）
第三十七条　旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者等ごとに、第一号から第十号までに掲げる事項を記載し、かつ、第十一号に掲げる写真を貼り付けた一定の様式の乗務員等台帳を作成し、これを当該運転者等の属する営業所に備えて置かなければならない。
一・二　（略）
三　運転者等の氏名、生年月日及び住所
四　雇入れの年月日及び運転者等に選任された年月日
五　運転者に対しては、道路交通法に規定する運転免許に関する次の事項
イ～ハ　（略）
六　（略）
七　事故を引き起こした場合は、その概要
八　運転者に対しては、道路交通法第百八条の三十四の規定による通知を受けた場合は、その概要
九　運転者等の健康状態
十　運転者に対しては、次条第二項の規定に基づく指導の実施及び適性診断の受診の状況
十一　乗務員等台帳の作成前六月以内に撮影した単独、無帽、正面、無背景の写真（一般乗用旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者等については、縦三・〇センチメートル以上、横二・四センチメートル以上の大きさの写真）

三～五　（略）
六　乗務員の休憩地点及び休憩時間（休憩がある場合に限る。）
七　乗務員の運転又は業務の交替の地点（運転又は業務の交替がある場合に限る。）
八～十　（略）
２　（略）
（運転者の選任）
第三十五条　（略）
第三十六条　旅客自動車運送事業者（個人タクシー事業者を除く。以下次条第一項及び第二項において同じ。）は、次の各号の一に該当する者を前条の運転者その他事業用自動車の運転者として選任してはならない。
一～四　（略）
２　一般乗用旅客自動車運送事業者（個人タクシー事業者を除く。以下この章において同じ。）は、新たに雇い入れた者については、第三十八条第一項、第二項及び第四項並びに第三十九条に規定する事項（新たに雇い入れた者が一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の運転者として選任された経験を有する者である場合にあつては、第三十八条第一項に規定する事項及び第三十九条に規定する事項のうち営業区域内の地理に関し必要な事項）について、雇入れ後少なくとも十日間の指導、監督及び特別な指導を行い、並びに適性診断を受診させた後でなければ、前条の運転者その他事業用自動車の運転者として選任してはならない。ただし、新たに雇い入れた者が、当該一般乗用旅客自動車運送事業者の営業区域内において、雇入れの日前二年以内に通算九十日以上一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の運転者であつたときは、この限りでない。
（乗務員台帳及び乗務員証）
第三十七条　旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者ごとに、第一号から第九号までに掲げる事項を記載し、かつ、第十号に掲げる写真を貼り付けた一定の様式の乗務員台帳を作成し、これを当該運転者の属する営業所に備えて置かなければならない。
一・二　（略）
三　運転者の氏名、生年月日及び住所
四　雇入れの年月日及び運転者に選任された年月日
五　道路交通法に規定する運転免許に関する次の事項
イ～ハ　（略）
六　（略）
七　事故を引き起こした場合又は道路交通法第百八条の三十四の規定による通知を受けた場合は、その概要
（新設）
八　運転者の健康状態
九　次条第二項の規定に基づく指導の実施及び適性診断の受診の状況
十　乗務員台帳の作成前六月以内に撮影した単独、無帽、正面、無背景の写真（一般乗用旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者にあつては、縦三・〇センチメートル以上、横二・四センチメートル以上の大きさの写真）